



企業および消費者 マインドに向けた賭け

2015/16

オーストラリア連邦予算案



EY

Building a better
working world

エグゼクティブサマリー

企業および消費者マインドに向けた賭け

www.pwc.com/au/federalbudget

オーストラリア連邦政府は、小規模事業への刺激を与える適度の財政パッケージが、金融刺激策にも応えることのでなかった景気の回復に火をつけることに賭けている。予算案は、オーストラリア経済の将来における成長に再び大きな焦点を当てており、将来の経済成長の84%が、今後3年間の非鉱業分野への投資によってもたらされると予想している。

歳出削減よりも生産性および事業参入の改善に対する投資に重点を置いているのは歓迎すべき施策である。

小企業および新興企業は、スタートアップに対する減税、加速償却、即時償却の優遇措置を受けるとともに事務手続が抑えられる。供給者は連鎖効果により恩恵もたらされる。

加えて、予算案は、多国籍企業による租税回避に対処することを強調している。また、予算案は、海外および国内のデジタル・コンテンツ供給者間の消費税(GST)の条件の均等化を草案として含めている。

一方で、予算案は、施策の影響が及ばない外部要因に大きく依存している。インフレ率は低原油価格に影響を受けるとともに、経済成長は主要な貿易相手国の景気改善に依存している。さらに歳入は名目所得の増加に応じて所得税率が高くなるブラケットクリープ現象によりもたらされている。

さらに予算案により、大企業がおかれている環境が大きく変化することはない。金利および為替相場は大企業の投資を呼び込むには十分ではない可能性があり、次の疑問が残る。大企業はオーストラリア政府が確信している通りに2/3の鉱業分野の投資を非鉱業分野への投資に置き換えると信じるだろうか？

不透明な世界経済および国内の高失業率を背景にすると、勝算が高いようには見えない。

経済

ey.com/au/federalbudget

昨年より引きずっている予算案にサプライズはなかった。今後発表される解説においても、間違いなく、12ヶ月前との重点事項および経済実態の違いに焦点があてられ、その公平性について幅広く議論されるであろう。

経済の視点から見ると、予算案がビジネスと消費者意欲の促進をもたらすか否かが主要な関心であろう。

主要な指標

赤字削減のペースは大きく遅れている。オーストラリアの経済観測が悪化しているが、財政が比較的強固であることを考えると、今回のもっと緩やかな赤字削減策はオーストラリアの経済的ニーズと足並みがそろっていないとは言えないであろう。

オーストラリア政府の2015/16年度の現金収支は、2014/15年度の年央経済財政見通しの411億ドルの赤字に対し、対GDP比2.1%の351億ドルの赤字である。

財務相は、2018/19年度までの4年間で合計820億ドルの赤字(現金収支ベース)を見込んでいる。

輸出は2015/16年度に5%増と予想され、2016/17年度に6.5%増と大きな伸びが予想される。輸入は2015/16年度に1.5%減、その後、2016/17年度に2.5%増が予想される。

財務省およびオーストラリア準備銀行(RBA)の予想はいずれも、2015/16年度の失業率が6.5%、2016/17年度の失業率が6.25%である。インフレ率は、2015/16年度に2.5%となり、2018/19年度まで2.5%に留まると予想される。



専門家は政府が提供した予算案見積りの根幹に対する楽観的な見通しに疑問を呈している。特に、オーストラリア政府は、国内総生産(GDP)が2.75%となり、その後、2018/19年度までに3.5%まで徐々に上昇するとしている。

これは施策の影響が及ばない外部要因に大きく依存している。インフレ率は低原油価格に影響を受けるとともに、経済成長は主要な貿易相手国の景気改善に依存している。さらに歳入は名目所得の増加に応じて所得税率が高くなるブラケットクリープ現象によりもたらされている。

成長分野への優遇措置は歓迎する

予算の中で成長する関心分野として、労働人口の増加促進、小規模事業に対する税制優遇措置を通じた個人消費の促進、失業手当への迅速な手続き、インドへの輸出拡張に伴う既存の貿易相手国への輸出増加がある。

ビジネスと消費者信頼感の後押し

この予算案における成長支援への対策は歓迎する一方、マクロ経済要因がオーストラリアのビジネスと消費者により多く影響を与えるであろう。消費者やビジネスは消費活動を活性化するかまたは貯蓄に走るのか？この予算は、ビジネスと消費者信頼感を後押しできるのであるか？または2014年からの方向の転換は混乱の原因となるのか？

時がその答えを明らかにするであろう。

税務

ey.com/au/federalbudget

多国籍企業に対する租税回避防止規定

政府は、多国籍企業による租税回避と見受けられる行為に対処するために租税回避防止規定(Part IVA)を改正することを発表した。その草案は、明らかにアメリカのテクノロジー企業を直接標的にした対策であるが、必然的にオーストラリア市場で事業を営む多くの諸外国の企業にも幅広く適用になるであろう。この新規則は、全世界における売上が年間10億ドル(会計基準に基づき算定される)を超えるグローバル企業グループに影響を及ぼす。

当該改正は、経済協力開発機構(OECD)のBEPSプロジェクトの結果に先駆けて行われた。また、税務当局がテクノロジーセクターにおいて公表している、注目を浴びているすべての税務調査案件の結果を待たずして行われた。オーストラリアで事業を営む多国籍企業が適切な税金額を支払っているか否かを確認していないため、この草案による税収額は算定されていない。

重要なのは、この改正がイギリスの迂回利益税(Diverted Profit Tax)と類似する改正案を作り出すわけではないことである。Part IVAは、オーストラリアの様々な二国間租税条約より優先して適用されることが可能であるが、これらの新規則は既存のオーストラリア税法上の枠内で運用される。これは、どのように規則が適用されるかを定める上でとても重要なことである。

これらの改正は多くの疑問が残るが、今後のコンサルテーションおよび税務当局からのガイダンス等により明らかにされることが期待される。

デジタル商品およびサービスのオフショア供給におけるGST

予算では、海外の供給者からオーストラリア内で提供されるデジタル商品やサービスに関するGSTの草案が出されている。草案はGST法の修正を含めており、GST法上オーストラリアの消費者に供給されたオーストラリアに関連する商品や不動産以外の全ての供給物について、GST課税対象とするというものである。

これによって、映画、音楽、アプリ、ゲーム、Eブックのストリーミングやダウンロード、コンサルティングや専門的なサービスのような他のサービスは、現地もしくは外国の供給者によって提供されるに関わらずGST同等の措置を受けることになるであろう。

また、ある状況においては、GST納税義務が、デジタル商品供給者から電子販売サービスのオペレーターに転換する可能性もある。

この草案は、またGST法を改正して、オーストラリアの間接税に関連した供給物を提供する事業に対するGST登録や納税手続の変更を可能にする。

付録

連邦政府予算案—税務関連の分析

www.treasury.com.au/federalbudget

税務関連の分析

ey.com/au/federalbudget

オーストラリアは現在、税制改正白書や連邦制度改正白書など各種改正の準備が別途行われているため、当該予算案は根本的な長期的税制改革には焦点を当てていない。それよりも、当該予算案の焦点は税制の保全と公平性を高めるための投資および税制上の改正措置案となっている。これは、小規模事業への減税、多国籍企業に対する租税回避防止規定、海外のデジタル・コンテンツ供給者に対するGSTという形で発表されている。オーストラリアの大規模事業については法人税率の削減もなく、大きな税制改正の提案もない。

多国籍企業

多国籍企業にとって主要な改正内容は、多国籍企業の事業活動からの税収増加を目的とするオーストラリアの税制保全規定の強化である。

新しい租税回避防止規定

政府は、人為的にオーストラリアでの課税を回避している多国籍企業に焦点を当てたPart IVA規定の改正草案を発表している。この改正案は、政府が以前検討していたイギリスの迂回利益税(Diverted Profits Tax)と類似する改正案に代わるものである。

当該改正法は、特に匿名の多国籍企業30社を対象としているが、海外から直接第三者に商品やサービスを販売している他の各種企業により幅広く適用される可能性がある。

新規則は、以下の全ての要件が満たされる場合に適用される:

- ▶ 非居住者によりオーストラリアの消費者に商品やサービスが供給されている
- ▶ 非居住者の関連者または商業上従属的關係にある者が、オーストラリア国内で非居住者の供給活動をサポートしている
- ▶ 非居住者が上記の事業活動によりオーストラリア国内に課税対象となる恒久施設が発生することを回避している
- ▶ 非居住者がオーストラリア国内における活動から得る利益が、最終的に非課税または低税率課税の対象となる課税客体に還元される
- ▶ 非居住者が、全世界における年間売上が10億ドル(会計基準に基づき算定される)を超えるグローバル企業グループの一員である
- ▶ 当該取引スキームは、非居住者がオーストラリアの恒久的施設に帰属する所得を得ることを回避する事を目的として構築されたものであると合理的に結論付けられ、さらに、当該スキームは以下を主要な目的として合意されたものである:

- ▶ 税務上のメリットを得る、または
- ▶ 税務上のメリットおよび、オーストラリアまたは海外の税法上発生するその他の納税義務の削減の両方を得る

新規則は、実際のスキームがそれ以前に合意された、又は実行されたに関わらず、2016年1月1日以降に得られたであろう税務メリットに対して適用される。よって、納税者は、2016年1月1日までに自社の取引ストラクチャーについて見直が必要か確認する必要がある。

上記のPart IVA改正の影響として以下が挙げられる:

- ▶ オーストラリアの消費者に直接販売を行い、かつオーストラリア国内でなんらかの形で従属的な代理人が存在している外国企業は、取引のストラクチャーについて、そして事業モデルが実際にどのように運営されているか確認する必要がある。改正への適切な対応を怠ることにより財務諸表上開示が必要となる税務リスクが発生する可能性がある
- ▶ オーストラリア国内に課税対象となる存在を有せずにオーストラリアの消費者に直接クロス・ボーダーの販売を行っている場合、または、独立したブローカーや代理人を通して販売を行っている場合には、当該改正の適用はない。これは独立した流通業者や物流業者にとっては朗報である
- ▶ オーストラリアにおけるバイ・セル(Buy/sell)又はリスク限定販売者(Limited risk distributors)は新規則の対象とはならないはずであるが、納税者は、事業モデルの税務上の取扱いを変えてしまうような直接的クロス・ボーダー販売取引が存在しないことを確認する必要があるであろう。同様にコミッション代理人(Commission Agent)ストラクチャーも改正後持続可能と考えるが、事前確認制度を利用して税務リスクについて確認する必要があるかもしれない
- ▶ 外国企業が、販売活動の形態を、バイ・セル又はリスク限定販売、またはその他のコミッション代理人などの形態に変更することが必要であると判断した場合、販売形態の変更は多大なチェンジ・マネジメントを伴うものであるため、2016年1月1日の適用日を前提とした場合、早急に変更の必要性について判断する必要がある
- ▶ 改正規定に関して現行のPart VIAの追徴課税規定が言及されているのは、納税者が、関連取引について税務当局に個別通達や事前確認の申請を促すことを意図しているのではないと思われる

これらの改正は多くの疑問が残るが、今後のコンサルテーションおよび税務当局からのガイダンス等により明らかにされることが期待される。

GST納税義務のダウンロード

予算案は、GST課税の対象を海外の供給者からオーストラリアの消費者に供給されるデジタル商品やサービスに拡げ、「GSTの公平な土俵」を築く草案を含んでいる。

連邦政府は当該案について州政府財務大臣と協議し導入日をこれからまだ2年先である2017年7月1日と提案している。改正による歳入増は2017/18年度に1億5千万ドル、そして2018/19年度に2億ドルと予想されている。

改正案は、GST法上、オーストラリアの消費者に供給されたオーストラリアに関連する商品や不動産以外の全ての供給物について、GST課税対象とする、というものである。

さらに、デジタル商品に関わるGST納税義務をデジタル商品供給者から電子販売サービスのオペレーターに転換する改正案が発表されている。これは、当該オペレーターが供給に関し、例えば、顧客へのデリバリー、顧客への請求、契約条件の顧客との合意、など主要な手続きの一つでもコントロールしている場合に適用される。よって、当該アプローチにおいては、GST納税義務がオペレーターに転換する可能性は非常に高い。草案では、複数の電子販売サービス・オペレーターが同一の供給物についてGST納税義務を負う場合の取扱いについては明確にされていない。

改正草案には経過措置が含まれておらず、これが2017年7月1日を導入日としている理由かもしれない。電子販売サービス業者は、実際には他社の供給物について、取引契約上GSTを徴収し納税することが可能であるのか注意深く検討する必要がある。契約書の訂正又は再交渉が必要となる可能性もある。

少額取引に関する非課税枠には変更なし

政府のデジタル商品を課税対象とすることに対する意気込みは、少額取引非課税枠変更への毅然たる拒否反応とは対照的である。引き続き1,000ドル未満の物品の輸入はGST非課税扱いである。

その他GSTに関わる発表

政府は、以前発表されていた継続企業(Going concern)および農業用地の供給に関わるリバース・チャージの改正案は導入しない意図であることを発表した。

また、政府は、GSTコンプライアンスを強化するための税務当局への投資を継続することを発表した。GSTコンプライアンスの強化により2016/17年度から2018/19年度までの3年間に25億ドルの追加歳入が得られることが予想されている。

移転価格文書化および報告義務の拡大

政府は、移転価格文書化についてOECDガイダンスに基づいた規準を導入する。グローバルの売上が10億ドル以上でありオーストラリアで事業を行う大規模企業は2016年1月1日以降開始課税年度より、以下を税務当局に提出しなければならない：

- ▶ グローバルな事業活動の内容、所得の所在地および納税額に関わる情報を含む国別報告書(Country-by-country report)
- ▶ グローバルな事業活動、組織図および移転価格方針の概要を含むマスター・ファイル

- ▶ ローカル納税者の関係会社取引に関する詳細な情報を提供するローカル・ファイル

これは、現行のオーストラリア移転価格税制上必要とされる移転価格文書化義務を超えるものである。対象企業は、義務を遵守できるよう準備を進める必要がある。導入スケジュールや提出された情報が他国の税務当局とどのように共有されるか、などに関する行政上のガイダンスは追って発表される。

OECDのBEPSプロジェクト

オーストラリアは、多国籍企業によるBEPS(課税基盤侵食および利益移転)問題に対するOECDイニシアチブに積極的に貢献しており、OECDは2014年中に行われた作業を基礎とする各種報告書を今後2015年後半に発表する予定である。OECDによる提案はオーストラリアにおいても政策的検討が必要であるが、これについて政府は以下を確認している：

- ▶ 過少資本税制に関しては、OECDのBEPSアクション項目4に関する結論次第であるが、2014年に既に規定の強化をしており、直近で追加の改正は提案されていない
- ▶ 「誇張された移転価格設定」はOECDが目目している課題の一つであり複数のBEPSアクションプラン項目において国際税務規定の包括的な見直しが行われている。オーストラリアは2013年の改正の結果、世界でもベスト・プラクティスとして認められる移転価格税制が導入されており、税務当局による税務調査が進められている。オーストラリアはこれらの規定についてイギリスを含む他国との協議を行う予定である

新規事業及び小規模事業に対する施策

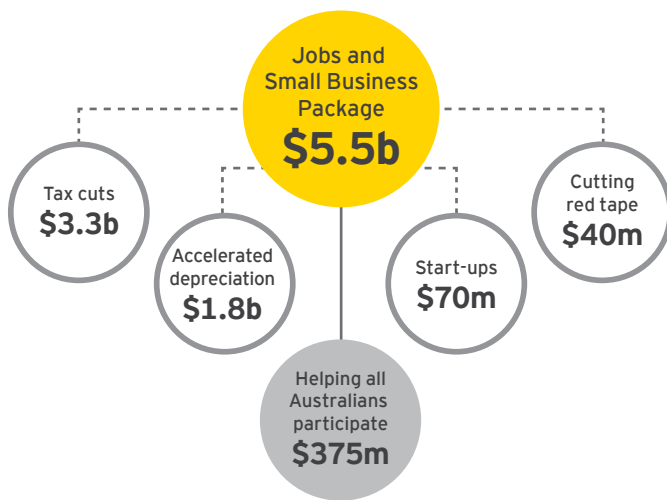
年間売上200万ドル(関連企業の売上も含む)の新規及び小規模事業はJobs and Small Business(雇用と小規模事業)政策の一環で減税措置及び加速減価償却を利用することが可能となる。2015年7月1日から下記の方法により減税対象となる。

- ▶ 小規模事業を対象に法人税率を28.5%に削減。但し、適格配当は継続して30%でのフランキングが可能
- ▶ 法人化していない事業に対しては、税額控除という形で一人\$1,000までの事業課税額の5%割引

予算案発表時点から2017年6月30日までの期間に購入した資産を\$20,000(\$1,000から引き上げ)を上限に一括控除を可能とした。\$20,000以上の資産に対してはプールし、初年度に15%、次年度以降は30%で償却できる。小規模事業に対する今回の目玉政策は当該事業の税負担を大幅に減らし、キャッシュフローの改善また税コンプライアンスの軽減につながる。更に小規模事業は2016年4月1日から業務用に使用されるポータブル電子機器に対するFBTが非課税となる。雇用主は似た機能を持っていてもノートパソコンなどのような業務用ポータブル電子機器を1点以上従業員に供与できるようになる。

また予算案には発表以前から示唆されていた下記の措置も含まれる。

- ▶ 2015/16年度から新規事業に対して事業立ち上げに係わるアドバイザー報酬をこれまでの5年償却から一括償却できる
- ▶ 2016/17年度から小規模事業は新しい繰延規則の適用により、キャピタル課税を受けずに法的ストラクチャーを変更することができる
- ▶ 規制当局向けのクラウドソース・エクイティ・ファンディングおよび新しいタイプの資金調達に対応した事業登録ウェブサイトの構築支援
- ▶ 既に発表されている新規事業が利用できる社員持ち株制度の優遇策変更



その他の事業向け施策

多国籍企業のみならず自主的開示

財務相は、政府が多国籍企業の透明性向上に向けた取り組みを強化していると発言しており、公正な税負担の確保またアグレッシブな租税回避を防止させる目的で大企業に対する税金情報の開示に関する規範構築に取り組んでいる。

財務相はさらに当該自主的開示規範の策定を税制委員会に委ねており、政府はその進行具合と規範評価を行った上で必要であればさらに法律を改正すると発表している。

運用投資信託(MIT)の開始

新たな運用投資信託ルールは、業界に準備期間を与えるため2016年7月1日から適用される。当初開始予定日だった2015年7月1日から新ルールの適用も可能となる。

干ばつ対応に向けた農業税ベネフィット及び肥料保管施設

新しい干ばつ対応の取り組みの下、2016年7月1日より一次生産者はフェンス(耐用期間30年未満)や水施設に対する資本支出を一括償却できる。更に一次生産者は肥料保管

施設に対する資本支出を3年に渡って償却できる。当該改正は政府の「農業競争力」(Agriculture Competitiveness)白書の一環で2016年7月1日より適用される。

研究開発タックスオフセット

予算案には前回発表した研究開発費に関する施策が含まれており、研究開発税務インセンティブ率を1.5%引き下げ、連結売上2,000万ドル以下の企業に対しては43.5%、連結売上2,000万ドル以上の企業に対しては38.5%が適用される見通し。このため法人税率の引き下げが小規模事業に限定されるのにも関わらず、研究開発税率の引き下げは実行される可能性が高い。

非営利事業の従業員

非営利事業の従業員は他の納税者が享受できないベネフィットに関するサラリー・サクリファイスが不可となる。

5,000ドルのグロスアップ上限が設けられ、食事手当て、接待や休暇、ホテルやウェディングなどのエンタテインメント・リース施設に適用される。これらの改正はFBT非課税組織にも該当し2016年4月1日より適用される。

個人所得税

乗用車関連費用の税控除

2015年7月1日よりビジネス関連の乗用車費用の控除が一部納税者に対して66セント毎Kmに引き下げられる。これにより大排気量車に対する高いレートが引き下げられた。セント毎Km方式の代わりにログブック方式も引き続き使用可能となる。その他、あまり使用されない方式は廃止される。サラリー・サクリファイスを利用した乗用車ベネフィットには影響ないが、費用清算に対するFBT額が変わる可能性がある。

特定地域タックスオフセット(Zone Tax Offset)におけるフライイン・フライアウトの取り扱い

従業員の自宅が特定の地域内でない場合はフライイン・フライアウト及びドライブインアウト従業員に対する特定地域タックスオフセットを適用できなくなる。これにより特定地域タックスオフセットは特定地域に住居を持つ従業員に絞って適用される。

ワーキングホリデーの税制上居住者区分変更

2016年7月1日より税制上居住者区分を変更し、滞在期間に係わらずワーキングホリデーを税制上非居住者扱いとする。これにより最初の1ドルの所得から32.5%のレートで課税され、オーストラリア国内で働く意欲に影響する可能性がある。

高等教育ローンプログラム

政府は高等教育ローンプログラムを海外居住者にも拡大する。2016年1月より海外に移動する者また既に海外に居住し高等教育ローンプログラムの借金がある者はATOに登録することが求められる。登録後、全世界所得よりローン返済額が計算されるが、外国の課税や海外との租税条約との関係が不透明である。

個人及び家族

今回の予算案では個人所得税率に対する改正はなかった。そのため軟調な経済成長下においても賃金インフレは課税対象額を増加させ、その結果より高い税率区分の対象となる。

オーストラリアの個人所得税率は所得の増加に対応して税率が高くなるよう設定されており、低所得者に対する税負担は低い一方、中間及び高所得者に対する税負担は重い。全税収入に対する各所得レベルの税収ウェイトが最近ATOが発表した統計で開示されている。(表を参照)

Who pays personal taxes (2012-13)					
Taxable income slice	Taxpayers	% of total	Tax paid (\$million)	% of receipts	Marginal tax rate on income
\$18,200 or less	2,532,645	19.8	79	0.1	0%
\$18,201 – \$37,000	3,102,005	24.3	4,178	2.7	19%
\$37,001 – \$80,000	4,775,060	37.4	46,905	30.3	32%
\$80,001 – \$180,000	2,026,370	15.9	60,380	39.0	37.5%
\$180,001 or more	339,985	2.7	43,341	28.0	45%
Total	12,776,065	100.0	154,880	100.0	

Source: ATO statistics

政府は、国の支援を真に必要とする者に限定しコンプライアンスを高めた社会福祉システムの向上に取り組んでいる。この施策により予算見通し年度において35億ドルの歳出削減を実現する。

2016年7月1日より育児休暇手当(Parental Leave Pay)による二重給付を廃止することを発表した。これまでは従業員は国が支給する育児手当に加え、雇用者が提供する育児手当を受け取ることが可能だったが、今回の改正により雇用者から支給を受けていない者に限定して、国の育児手当が給付される。雇用者からの手当が育児手当に満たない場合は不足分を政府が補填する。

2017年7月1日より、簡略化されたチャイルドケア補助制度が導入される。世帯所得をベースとした単一の補助金が支給され、働いている親や仕事を探していたり、研修や勉強などの活動を行っている親も対象となる。17万ドル未満までの世帯所得の場合は補助額が拡大されると見込まれる。

EY Japan Business Services Contacts

ey.com/au/federalbudget

National



菊井隆正 **Takamasa Kikui**
Partner
JBS APAC/Oceania Leader
+61 2 9248 5986
takamasa.kikui@au.ey.com

Sydney



篠崎純也 **Junya Shinozaki**
Director
JBS NSW Leader
+61 2 9248 5739
junya.shinozaki@au.ey.com



カーズ裕子 **Yuko Kearns**
Director, Tax
+61 2 9248 5518
yuko.kearns@au.ey.com

Adelaide



川井真由美 **Mayumi Kawai**
JBS Representative
+61 8 8417 1974
mayumi.kawai@au.ey.com

Melbourne



加藤雅子 **Masako Kato**
JBS Representative,
Assurance
+61 3 9655 2766
masako.Kato@au.ey.com



清水規史 **Nori Shimizu**
JBS Representative,
Assurance
+61 3 8650 7650
nori.shimizu@au.ey.com

Brisbane



荒川尚子 **Shoko Arakawa**
JBS Representative
Senior Manager, Assurance
+61 7 3011 3189
shoko.arakawa@au.ey.com



渡辺登二 **Toni Watanabe**
Account Executive, Tax
+61 7 3011 3526
toni.watanabe@au.ey.com

Perth



井上恵章 **Shigeaki Inoue**
JBS Representative Director, Tax
+61 8 9217 1296
shigeaki.inoue@au.ey.com



諸貫 健太郎 **Kentaro Moronuki**
JBS Representative
Manager, Assurance
+61 8 9429 2222
kentaro.moronuki@au.ey.com

About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organisation, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. For more information about our organisation, please visit ey.com.

© 2015 Ernst & Young, Australia.

All Rights Reserved.

APAC No. AU00002238

S1527803

ED None

This communication provides general information which is current at the time of production. The information contained in this communication does not constitute advice and should not be relied on as such. Professional advice should be sought prior to any action being taken in reliance on any of the information. Ernst & Young disclaims all responsibility and liability (including, without limitation, for any direct or indirect or consequential costs, loss or damage or loss of profits) arising from anything done or omitted to be done by any party in reliance, whether wholly or partially, on any of the information. Any party that relies on the information does so at its own risk. Liability limited by a scheme approved under Professional Standards Legislation.

ey.com/au